

江津湖花火大会2026企画運営業務プロポーザル実施要項

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

江津湖花火大会2026企画運営業務委託

(2) 業務目的

江津湖花火大会2026の開催にあたり、実施計画策定及び大会運営を一体的に担う業者を選定することで、円滑な大会運営を実現し、来場者や周辺住民にとってより安心・安全な花火大会とすることを目的とする。

(3) 業務内容

「江津湖花火大会2026企画運営業務委託基本仕様書」(以下、「基本仕様書」という。)による。

(4) 履行場所

熊本市水前寺江津湖公園広木地区 他

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)9月30日まで

(6) 提案上限額

44,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

江津湖花火大会実行委員会事務局

(熊本市役所 経済観光局イベント推進課内)

電話 :096-328-2948(直通)

メール:eventsuishin@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

本業務は、単独の業者又は任意に結成された2者以上の共同企業体による実施方式とする。単独の業者として参加する場合は、次に掲げる条件をすべて満たす者であるとともに、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。

また、共同企業体として参加する場合は、次に掲げる(1)～(10)を共同企業体のすべての構成員が満たすべき条件とし、(11)においては共同企業体の構成員のうち半数以上が満たすべき条件、(12)においては共同企業体の代表事業者が満たすべき条件とする。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、熊本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と熊本市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例(令和7年条例第54号)第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 熊本県内に本店又は支店・営業所等を有する者であること。
- (11) 県内外から広く誘客を図るイベント等における企画運営業務の実績を有すること。
- (12) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第18号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も(1)、(5)及び(10)の要件を全て満たす者であること。

4 スケジュール

内 容	日 程
公告	令和8年(2026年)4月21日(火)
質問書提出期限	令和8年(2026年)4月28日(火)
質問書回答期限	令和8年(2026年)5月8日(金)

参加表明書等提出期限	令和8年(2026年)5月8日(金)
参加資格確認通知	令和8年(2026年)5月11日(月)
提案書等の提出期限	令和8年(2026年)5月20日(水)
選定委員会(ヒアリング)	令和8年(2026年)5月25日(月)
選定結果通知	令和8年(2026年)5月26日(火)
契約内容の協議	令和8年(2026年)5月26日(火)～6月上旬
契約締結	令和8年(2026年)6月上旬予定

5 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布について

(1) プロポーザル実施要項及び関係書類の配布方法

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び提出書類の様式等は、江津湖花火大会公式ホームページへ掲載するほか、希望する場合は「2. 担当部局」に示す場所で配布する。

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

(2) 配布期間

公告の日から令和8年(2026年)5月8日(金)午後5時まで

担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。

6 参加表明書等の提出について

参加を希望する者は、以下のとおり、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式第1号) 1部

② 参加資格審査調書(様式第2号) 1部

なお、提出書類のサイズについては、A4版の片面印刷とする。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)5月8日(金)午後5時まで

(3) 提出先

「2 担当部局」に示す場所

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

① 持参の場合は午前9時から午後5時まで(休日を除く。)

② 郵送の場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、上記提出期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

③ 電子メールにより提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(5) 留意事項

- ① 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。
- ② 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書(様式第2号)中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも「3. 参加資格」の(1)、(5)及び(10)の要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)は、書面により通知する。

7 辞退について

参加表明書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面(様式は自由)で提出すること。

8 説明会について

説明会等は実施しない。

9 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

① 提出方法

書面(様式第3号)により持参または電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

② 提出期間

令和8年(2026年)4月21日(火)から令和8年(2026年)4月28日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

③ 提出先

2の担当部局

電話 :096-328-2948(直通)

メール:eventsuishin@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、江津湖花火大会公式ホームページにも掲載する。

① 閲覧期間

令和8年(2026年)5月8日(金)までに開始する。

② 閲覧場所

2の担当部局

10 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

プロポーザルに参加するものが1者であってもプロポーザルを行うものとする。

11 提案書等の提出

参加資格確認通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとする。

① 提案書提出書(様式第4号) : 原本1部

② 提案書(様式自由) : 原本1部、写し10部(社名等抹消)

※提案書はA4版左とじ・横書き・片面・5枚以内とする。

③ 見積書(様式自由。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること) : 原本1部

④ 本業務の実施組織図(様式自由)

⑤ 法人概要(様式第5号) : 原本1部

⑥ 共同企業体構成表(様式第6号) : 原本1部

※共同企業体で提出する場合のみ

⑦ 県内外から広く誘客を図るイベント等の履行実績(様式第7号)・添付資料 : 原本1部

※同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限り。なお、添付資料は、同種業務の実績を有することが判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)を提出すること。

⑧ 本業務の実施予定者(様式第8号) : 原本1部

(2) 提出期限

令和8年(2026年)5月20日(水)午後5時まで

※郵送する場合は、令和8年(2026年)5月20日(水)までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出先

2の担当部局

12 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和8年(2026年)5月25日(月)10時

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 本庁舎 8階会議室

(3) 出席者は3人以内とする。

- (4) ヒアリングは、対面でのみ実施する。
- (5) ヒアリングは、非公開とする。
- (6) ヒアリング時間は、30分以内(最初20分以内でプロポーザル参加者による説明の後、委員会による質疑を10分以内で行う。)を予定し、時間については別途通知する。
- (7) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目のうち、次に掲げる審査項目(以下これらを「ヒアリング実施項目」という。)に対して実施するものである。
 - ① 審査項目「法人概要について」
 - ② 審査項目「業務遂行能力について」
 - ③ 審査項目「提案内容について」
- (8) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (9) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等やむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。
- (10) 結果については、参加者に対して郵送により通知する。

13 審査の方法等

(1) 審査の主体

「江津湖花火大会2026企画運営業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づき江津湖花火大会2026企画運営業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)にて行う。

(2) 審査の基準

「江津湖花火大会2026企画運営業務委託業者選定委員会審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、審査項目「提案に対する評価(実現性)」の点数が高い者を上位とする。「提案に対する評価(実現性)」の点数も同じ場合は、委員会の協議により決定する。なお、各委員の評価点の平均が60点(100点満点)に満たない場合は、委員会が要求する水準に満たないものとして選定しない。

14 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、江津湖花火大会公式ホームページにより次の事項を公表するものとする。ただし、提案者が2者以上であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示する。

- (1) 提案者の商号又は名称
- (2) 提案者の評価点

15 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

- ① 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

江津湖花火大会公式ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - ② 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ③ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。
 - ④ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - ⑤ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
 - ⑦ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると

認められた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認められた理由を、書面により説明を求めることができる。

- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること(消せるボールペンは不可)。
- (8) 提案時に提出された見積額は、本業務の提案上限額以内で業務を実施できるか判断するためのものであり、契約金額とは異なる。